

議案第 1 号

加西市総合政策審議会条例の制定について

加西市総合政策審議会条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市総合政策審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、加西市総合政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の求めに応じ、市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する次の事項について、調査及び審議する。

- (1) 総合計画の策定又は変更及び進捗状況に関する事項
- (2) 地域創生戦略の策定又は変更及び進捗状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年加西市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、報酬が日額により定められている特別職の職員で、弁護士、医師、大学教授及びこれらと同等の見識を持つ者を委員とする場合において、任命権者が必要と認めたときは、30,000円を超えない範囲で報酬の額について別の定めをすることができる。

「
別表中

介護認定審査会	委員長	出席日額	15,000	市長相当額
	委員	出席日額	12,500	市長相当額

 を

「

介護認定審査会	委員長	出席日額	15,000	市長相当額
	委員	出席日額	12,500	市長相当額
総合政策審議会	委員	出席日額	8,300	行政職給料表8級の職務にあるもの

 に改める。
」

(審議資料)

市の総合計画等の策定及び推進に関して、市民の意見を反映し、効率的かつ効果的な市政運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、加西市総合政策審議会を設置することについて、議会の議決を求めるもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

令和2年3月定例会

議案等の件名	議案第1号	政策等の区分	計画・事業	<input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市総合政策審議会条例の制定について		その他()	

①【政策等を必要とする理由】

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の求めに応じて、加西市総合計画や加西市地域創生戦略等、市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する重要な事項について、調査及び審議することにより、市民の意見を反映し、効果的な市政運営を図るため、現在の加西市元気なまちづくり市民会議を発展的に改組し、加西市総合政策審議会として条例設置する。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

他の自治体においても総合計画等を調査・審議する審議会を条例設置している。

- ・加東市総合計画審議会条例(平成18年加東市条例第218号)
- ・西脇市総合計画審議会条例(平成18年西脇市条例第1号)
- ・飛騨市総合政策審議会条例(平成28年飛騨市条例第2号)
- ・天草市総合政策審議会条例(平成27年天草市条例第8号) 等

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

地方自治法

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
800				800

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

800千円/年

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

- ・総合計画等に関する市民の参加促進
- ・総合計画等への民意の反映や専門的知識の導入
- ・独立性を有した組織による効率的・効果的な市政運営の検証

担当部局	担当課	添付資料の有無
ふるさと創造部	人口増政策課	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無